

ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金交付要綱

制定 令和2年10月14日 政共第217号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、より深刻化する郊外住宅団地に住む高齢者の孤立化に対し、地域の医療や介護サービスを担う企業等の事業者や郊外住宅団地の住民などの多様な主体を相互に媒介して専門的な知見でネットワーク化することができる中間支援組織が、「新しい生活様式」に沿った住民間の「新しいつながり」を創出するための取組に対し、ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）法人

商業登記を行った会社及び法人登記を行った団体をいう。

（2）中間支援組織

横浜州市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第2条第5項に規定する市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

（3）倒産

次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 個人事業者が、所得税法（昭和40年法律第83号）第229条に規定する廃業の届出により、事業を廃止する場合

イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合

ウ 個人事業者又は法人が、破産法（平成16年法律第57号）に基づく破産の申立てをした場合

（4）「新しい生活様式」

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日発表、同年5月11日一部訂正）の趣旨に則った「一人ひとりの基本的感染対策」「日常生活を営む上での基本的な生活様式」「日常生活の各場面別の生活様式」「働き方の新しいスタイル」の実践に資する取組をいう。

（5）「新しいつながり」創出

内閣府地方創生推進室「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「新たな日常」に対応するための政策資料集」（令和2年7月3日発表）の趣旨に則った「新しいつながり」

「新しいコミュニティー」の創出に向けた取組をいう。

(6) 地域 ICT プラットフォーム

モデルとなる住宅団地で構築されるプラットフォームのことで、下記ア～ウから構成される。地域の医療や介護サービスを担う企業等の事業者が中心となり、自治会・町内会、社会福祉協議会、民間事業者等と行政が連携しながらリビングラボ形式で実施され、構築されるもの。

ア AI を活用した地域密着型コールセンターによる相談体制の充実、ニーズ分析

イ コミュニティナースによるヘルスプロモーション、地域まちづくり支援等

ウ 市民団体等の多様な主体間の情報共有を可能にするデータ連携基盤の構築

(7) リビングラボ

身近な地域の課題をテーマとして、住民を中心に様々な知見を有する企業、大学等と連携して課題解決のための対話を行う場。

(8) 地域密着型コールセンター

PBX や CTI、CRM 等のシステムを活用した通常の電話型コールセンターと同様の基盤に蓄積される相談履歴を、コミュニティナースが AI を活用して分析することにより、最適な住民見守りサービスを提供するもの。

(9) コミュニティナース

暮らしの身近な場所で活動し、制度にとらわれることなく、まちに出て自由に多様なケアを実践する看護職者。資格ではなく、コミュニティナースング（地域看護）という考えを元にした、コンセプト・あり方。

(10) ヘルスプロモーション

WHO（世界保健機関）が 1986 年のオタワ憲章で提唱し、2005 年のバンコク憲章で再提唱した新しい健康観に基づく 21 世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域団体のまちづくり等を支援する中間支援組織で、横浜市内に事業所・事務所を設置する法人格を有する特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人及び株式会社等とする。

2 前項に定める者のうち、次の各号に該当する者は、交付対象外とする。

(1) 申請年度において本補助金の交付を受けた者

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(4) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 市税の滞納がある者（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税の猶予が認められている場合は除く。）

(6) その他市長が適当でないと認めるもの

(宣誓事項)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項の全てについて、第8条に規定する ICT を活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書等」という。）により宣誓しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する交付対象者であること。
- (2) 前条第2項に規定する交付対象外の要件に該当しないこと。
- (3) 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守すること。
- (4) 交付申請書等及び第8条第1項各号に定める添付書類に虚偽のないこと。
- (5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、提出書類に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められる場合は不正受給には該当しないものとする。）等が発覚した場合には、第15条の規定に従い補助金の返還等を行うこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、主として横浜市内で行われる事業で、より深刻化する住宅団地に住む高齢者の孤立化という課題に対し、モデルとなる住宅団地で地域 ICT プラットフォームの構築を目指し、補助対象年度内に実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 同一又は一部が重複する事業計画で、横浜市若しくは外郭団体等（市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は業務の全部若しくは一部が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体のうち、市がその施策の推進を図るため、その運営者として市長が認めるものをいう。）から、補助金、助成金、その他資金援助、委託を受けている事業
- (2) 宗教活動を目的とする事業
- (3) 政治活動を目的とする事業

(補助対象経費及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、補助対象経費の総額又は5,000,000円の、いずれか少ない額を交付する。

2 補助対象経費は、別表1に定めるところによる。

3 国内消費税及び消費税相当額は補助対象外とする。

4 国、神奈川県、その他団体等から同様の補助金その他資金援助等（以下「他の補助金等」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助対象経費は、他の補助金等を除いた額とする。

5 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

6 補助金により財産を取得する場合は、所有権が補助対象者に帰属する経費を対象とする。

(交付制限)

第7条 補助対象者が、同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回と

する。

(交付の申請)

第8条 申請者は、令和2年10月30日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつなぎ創出事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつなぎ創出事業補助金実施計画書(第2号様式。以下「実施計画書」という。)
- (3) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
- (4) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税(以下「市税」という。)の納税証明書(法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書)の写し

2 市長は、前項の書類のほか必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 定款又はこれに準ずる規約若しくは会則
- (2) 組織図、役員名簿及び会員名簿
- (3) 過去1年間の事業収支決算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 一つの団体は、同一年度内において、複数の事業について補助申請することはできない。

(審査)

第9条 前条による申請があった場合、市長は、補助対象事業の適正な審査・評価を行う審査会の審査結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 政策局総務部総務課長
- (2) 政策局政策部政策課担当課長
- (3) 市民局地域支援部市民協働推進課長
- (4) 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
- (5) 建築局住宅部住宅再生課長
- (6) (1)～(5)に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 審査会は、別表2に掲げる評価基準に基づき、審査・評価を行う。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条に規定する審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、第1項の決定に基づき、交付の場合はICTを活用した郊外住宅団地の新しいつなぎ創出事業補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。)により、不交付の場合はICTを活用した郊外住宅団地の新しいつなぎ創出事業補助金不交付決定通知書(第4号様式。以下「補助金不交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。

3 市長が必要とあると認めた場合、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、補助金交付申請の取下げを行う場合、ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつなぎ

創出事業補助金申請取下届（第5号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合、当該申請は無効とする。なお、第10条の交付決定後においては、市長は ICT を活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式。以下「取消通知書」という。）により申請者に通知する。

（実施報告書の提出）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、事業完了後30日以内に、ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金実施報告書（第7号様式。以下「実施報告書」という。）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第7号様式の2）
- (2) 経費の支払いを証する書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長が必要と認めた場合、前項の書類に加え、成果物の確認・提示を求めることができるものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、事業完了又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了時に補助金の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（交付額確定）

第13条 市長は、前条の実施報告書を受領した場合は、審査し、適当と認める場合は、第6条に基づく補助限度額を上限として補助金額を確定し、ICTを活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金交付額確定通知書（第8号様式。以下「確定通知書」という。）により、確定した補助金額を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 申請者は、第13条により交付額の確定通知を受けた場合は、速やかに ICT を活用した郊外住宅団地の新しいつながり創出事業補助金支払請求書（第9号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受けた日から30日以内に、精算払により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者が補助事業完了前に事業所を市外に移転した場合
- (2) 補助対象者が補助金の交付前に倒産した場合
- (3) 他の機関から同種の補助を受けており、かつ申請時に報告していなかった場合
- (4) 市税又は市町村民税の滞納があった場合
- (5) 前各号のほか第3条第1項及び第2項に規定する補助対象者の要件又は第5条各項に規定する

補助対象事業に該当しない場合

- (6) 補助金の交付条件に違反した場合
 - (7) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (8) 公序良俗に反する行為があると認められる場合
 - (9) 日本の法令又は補助決定内容に違反した場合
- 2 前項の規定は、第 10 条の補助金の交付決定及び第 13 条の補助金の交付額の確定後においても適用されるものとする。
- 3 市長は、当該交付決定を取り消す場合は、取消通知書により申請者に通知する。
- 4 市長は、交付対象者が第 1 項第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当した場合、交付対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

- 第 16 条 前条の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の返還を命じた場合、市長は交付対象者が補助金を受領した日から交付補助金相当額を支払った日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間においての既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を交付対象者に納付させることができる。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納付期限までに補助金相当額を納付しなかった場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第 17 条 前条第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

- 第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付した場合、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

- 第 19 条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の第 3 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの該当の有無について、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納税の確認)

- 第 20 条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して調査を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第 21 条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、事業の実施及び事業の成果物にかかる財産については、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間は交付対象者が管理するものとし、市長は、その管理期間中の当該財産の状況について随時必要な報告を徴することができる。

2 交付対象者は、前項の財産について、その管理期間中、原則として、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。

(関係書類の保存期間)

第 22 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年とする。ただし、別途市長が定める場合を除く。

(調査等への協力)

第 23 条 市長は、交付対象者に対し、必要があると認めた場合、補助金の使途について調査を行うことができる。

2 交付対象者は、市長の依頼に応じて、実施するアンケート・ヒアリング調査等に協力するものとする。

3 市長は、交付対象者の名称、交付年度、取組内容等を公表できるものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は政策局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。

別表1（第6条）補助対象経費

使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

補助対象経費	補助対象経費の例
事業の実施及び事業の成果物であるサービス、製品、設備又は施設の供用にあたり必要となる需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料及び備品購入費	システム設計費、システム構築費、機器購入費、設置費、必要となる機器のリース費、保守委託費、印刷物等の広報媒体作成費、備品購入費、消耗品費

補助対象外の経費例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱費、交通費、食糧費、スキルアップ及び能力開発のための研修参加費、税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用、各種間接手数料、借入金などの支払利息及び遅延損害金、交際費、慶弔費、懇親会費 ・ 契約・取得から支払いまでの手続きが事業実施期間内に行われていない経費 ・ 補助対象事業に使用しない物品の購入、外注等 ・ 経費の内訳を証する書類、支払い証拠等の帳票類に不備や虚偽等が認められたもの ・ 他の取引と相殺して支払いが行われているもの ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの ・ 自社調達及び役員の重複又は資本関係がある企業間の取引に要する経費 ・ 収入印紙代、消費税、振込手数料、代引手数料等の間接経費 ・ 法人の運営に係る経費、他の事業に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費 ・ 賃金、手当等、補助金の交付を受けた法人の構成員に対し労務提供の対価として支払われる経費 ・ 補助金の交付を受けた法人の運営費 ・ その他、事業に直接必要とは認められない経費 ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

その他定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表2（第9条）評価基準

1 評価事項

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行う。採点が同点の場合は、評価項目のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、交付対象者を決定する。

（表1）評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点	評価	評価点
1 「新しい生活様式」に沿った住民間の「新しいつながり」創出への寄与	① AIを活用した地域密着型コールセンターによる相談体制の充実、ニーズ分析	当該団地の現状を把握したうえで、孤立しやすい高齢者が安心して相談することができる体制となっているか。	15点		
	② コミュニティナースによるヘルスプロモーション、地域まちづくり支援	自治会・町内会、社会福祉協議会、民間事業者等と行政が連携しながらリビングラボ形式で実施する提案内容となっているか。	15点		
	③ 市民団体等の多様な主体間の情報共有を可能にするデータ連携基盤の構築	多様な主体が保持する情報を、システム改修することなく、且つ安全に共有することができるデータ連携基盤を構築し、「新しいつながり」を創出する提案内容となっているか。	15点		
2 事業の実現性	① 事業内容	事業内容や計画が具体的に計画されるとともに、手法、実施スケジュール、経費等が事業の内容と比較して適切か。期限内に完了する事業か。	15点		
	② 事業実施体制	当該団地での事業実施体制が適切であるとともに、知識や経験が豊富な専門スタッフ（看護師、医師、ソーシャルワーカー等）の確保がなされているか。	15点		
3 事業の持続可能性	① 事業の継続性	補助対象期間以降も事業の継続が期待できる提案内容となっているか。	15点		
	② 事業の発展性	住民のボランティア活動や共助の取組ではなく、事業者によるソーシャルビジネス化によ	15点		

評価項目		評価の着眼点	配点	評価	評価点
		る発展性を前提とした内容となっているか。			
4	事業の先駆性	本事業の成果をモデル化し、ウィズコロナ時代の団地再生に向けた新しい地域のつながりづくりのスキームとして、行政と連携して市内全体へ発信することが期待できる提案内容か。	15点		
合計 (120満点)					

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行う。
- (2) 評価点について、配点にA=3/3、B=2/3、C=1/3 を乗じて算出する。
- (3) 合計 55 点を基準点とし、基準点に達しない場合は不適格とする。

(表 2) 評価の視点

評価項目	評価の着眼点	評価			
		A (15点)	B (10点)	C (5点)	
1 「新しい生活様式」に沿った住民間の「新しいつながり」創出への寄与	① AI を活用した地域密着型コールセンターによる相談体制の充実、ニーズ分析	当該団地の現状を把握したうえで、孤立しやすい高齢者が安心して相談することができる体制となっているか。	十分体制が整っている	体制が整っている	体制が整っていない
	② コミュニティナースによるヘルスプロモーション、地域まちづくり支援	自治会・町内会、社会福祉協議会、民間事業者等と行政が連携しながらリビングラボ形式で実施する提案内容となっているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である
	③ 市民団体等の多様な主体間の情報共有を可能にするデータ連携基盤の構築	多様な主体が保持する情報を、システム改修することなく、且つ安全に共有することができるデータ連携基盤を構築し、「新しいつながり」を創出する提案内容となっているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である

評価項目		評価の着眼点	評価		
			A (15点)	B (10点)	C (5点)
2 事業の実現性	① 事業内容	事業内容や計画が具体的に計画されるとともに、手法、実施スケジュール、経費等が事業の内容と比較して適切か。期限内に完了する事業か。	優れている	適切である	不十分である
	② 事業実施体制	当該団地での事業実施体制が適切であるとともに、知識や経験が豊富な専門スタッフ（看護師、医師、ソーシャルワーカー等）の確保がなされているか。	十分体制が整っている	体制が整っている	体制が整っていない
3 事業の持続可能性	① 事業の継続性	補助対象期間以降も事業の継続が期待できる提案内容となっているか。	非常に優れており、期待できる提案内容である	適切な提案内容である	期待できない提案内容である
	② 事業の発展性	住民のボランティア活動や共助の取組ではなく、事業者によるソーシャルビジネス化による発展性を前提とした内容となっているか。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である
4 事業の先駆性		本事業の成果をモデル化し、ウィズコロナ時代の団地再生に向けた新しい地域のつながりづくりのスキームとして、行政と連携して市内全体へ発信することが期待できる提案内容か。	非常に優れた提案内容である	適切な提案内容である	不十分な提案内容である